平成２１年（フ）第６６４号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目45番地の２　コーポ藻川Ｂ33、前住所兵庫県淡路市多賀2056番地
債務者　月江　尚人
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９３１号
広島市安佐北区真亀４丁目５番４―701号
債務者　柏原　　巧
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９８７号
広島市中区西平塚町２番４―403号
債務者　佐々木美由紀
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１９９号
広島市安佐北区白木町大字井原481番地２
債務者　三宅　祐二
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２２１号
広島市西区新庄町45番１―804号
債務者　山田　知子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３０４号
広島市安佐南区緑井２丁目25番23―301号
債務者　徳田　公彦
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１０号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字小松1268番地
債務者　神明　末廣
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１１１号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字小松1268番地
債務者　神明さとみ
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第６８号
福岡県大川市大字向島260番地３
債務者　志波　行人
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第７１号
福岡県柳川市田脇488番地１
債務者　井上　照明
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第７２号
福岡県柳川市稲荷町135番地４
債務者　江﨑　雅史
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第７４号
福岡県柳川市小道具町８番地　笠井アパート３号
債務者　平木　享子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第４５１号
大分市高崎３丁目14番３号
債務者　清山　恭好
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４５２号
大分市高崎３丁目14番３号
債務者　清山菜穂子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４６５号
大分市新町２番８号サンハイツ新町508
債務者　西川良太郎
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４７３号
大分市汐見２丁目11番10号シーサイド汐見101
債務者　星子　和也
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３２５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3292番地
債務者　森　　博
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３２６号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3292番地
債務者　森　エイ子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　宮崎地方裁判所破産係